

東京とどまるマンション普及促進事業補助金交付要綱

令和5年6月27日付5住民マ第103号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度基本方針（令和5年1月25日付4住企第577号）に基づく「東京とどまるマンション」の普及を促進するため、防災備蓄資器材の購入に係る経費に補助を行うことにより、もって高度防災都市づくりを進め、東京の防災対応力を強化し、都民生活の安全性の向上を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 東京とどまるマンション普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

一 住宅所有者

東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度実施基準（令和5年3月28日付4住企第692号。以下「実施基準」という。）第2条第2号に規定する者をいう。

二 防災備蓄資器材

災害時等において、マンション居住者が共同で備蓄することが合理的な資器材で、別表第1に掲げるもの又は知事が認めるものをいう。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、実施基準第2条第1号に定める「東京とどまるマンション」に登録しているマンション（以下「登録マンション」という。）の住宅所有者（ただし、国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び東京都住宅供給公社を除く）であって、次条に規定する補助対象事業を実施し、かつ次に掲げる要件のいずれにも該当しないものであること。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）
- 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力

団員等に該当する者があるもの

四 過去に税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けているものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切でないと認められるもの

(補助対象事業)

第5条 本補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、防災備蓄資器材の購入とする。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費（消費税及び地方消費税は除く。）とし、第11条第1項の規定により東京都知事（以下「知事」という。）が交付決定した日以降の経費とする。

(交付の申請)

第7条 本補助金の交付を受けようとする補助対象者は、令和6年1月31日までに補助金交付申請書（第1号様式）及び別表第2に掲げる書類を知事に提出するものとする。

2 前項により知事に提出した申請書類に不備がある場合、知事が修正を求めた日の翌日から起算して60日以内に当該不備の修正を行わないときは、その申請は撤回されたものとみなす。

(申請の受付)

第8条 知事は、前項の規定による申請を、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本補助金の交付額の合計が予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本補助金の交付額の合計が予算を超えない範囲で受理するものを決定し、当該申請者に対して抽選の結果を通知する。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、交付申請を受理することはできない。
一 過去に本補助金の交付を受けている同一の登録マンションの申請であるとき。
二 本補助金の交付の対象としようとする経費が他の制度による補助等の対象となっており、当該制度において補助等を併用して受けることを不可としているとき。

(手続代行者)

第9条 第7条第1項の規定による本補助金の交付の申請を行おうとする補助対象者は、交付の申請に係る手續の代行を、第三者に対して依頼することができる。

2 前項の規定による依頼を受け、本補助金の交付の申請に係る手續の代行を行う者（以

下「手続代行者」という。)は、第4条各号に該当しないものでなければならない。

- 3 手続代行者は、依頼された手続について誠意をもって実施するものとする。
- 4 知事は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができるものとする。

(補助金額)

第10条 本補助金の交付額は、補助対象経費の3分の2とし、次の各号に適合するものとする。ただし、登録マンション1件当たり660,000円を上限とする。

- 一 本補助金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 二 他の制度による補助等の対象となる、又はなっている経費がある場合には補助金の総額は補助対象経費を超えてはならない。

(交付の決定)

第11条 知事は、第7条第1項の規定による本補助金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、予算の範囲内で本補助金の交付又は不交付の決定を行う。

- 2 知事は、第7条第1項の申請をした補助対象者に対し、前項の決定において、本補助金を交付する場合にあっては補助金交付決定通知書(第2号様式)により、不交付とする場合にあっては補助金不交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(交付の条件)

第12条 知事は、前条の規定による本補助金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第2項の規定により本補助金の交付決定の通知を受ける補助対象者(以下「補助事業者」という。)に対し、交付の条件として、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- 一 知事が現地調査等を実施する必要があると認めた場合は、当該現地調査等に協力すること。
- 二 補助事業の実施に当たり本交付要綱その他法令の規定を遵守すること。
- 三 交付決定を受ける補助対象事業として購入した防災備蓄資器材を活用した防災訓練を実施し、防災訓練報告書(第4号様式)を令和6年3月29日までに知事に提出すること。ただし、あらかじめ防災訓練遅延申請書(第5号様式)を提出し、防災訓練遅延承認決定通知書(第6号様式)により防災訓練報告書の提出の遅延を知事に認められている場合は、通知書に定める報告期限までに提出することとする。

(申請の撤回)

第13条 補助事業者は、第11条第1項による本補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第2項の本補助金の交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に補助金交付申請撤回届出書（第7号様式）を知事に提出し、申請の撤回をすることができる。

(補助事業者の情報の変更に伴う届出)

第14条 補助事業者は、個人にあっては氏名及び住所、法人及び管理組合にあっては名称、所在地、代表者等を変更した場合は、速やかに住所等の変更届出書（第8号様式）を提出しなければならない。

(補助事業の承継)

第15条 補助事業者の地位の承継が行われた場合において、その地位を承継した者（以下「承継者」という。）が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、承継者は、遅滞なく補助事業承継承認申請書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の補助事業承継承認申請書の内容が適当と認められる場合は、これを承認し、承継者に対し、補助事業承継承認決定通知書（第10号様式）により通知するものとする。
- 3 第1項の場合において、本補助金の交付に伴う全ての条件、義務は承継者に移転するものとし、本要綱上、「補助事業者」とあるのは、「承継者」と読み替えて、各規定を適用する。

(補助事業の変更)

第16条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、遅滞なく補助事業計画変更承認申請書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 知事は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更を承認するものとする。ただし、補助金交付予定額の増額は認めないものとする。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、その旨を当該補助事業者に補助事業計画変更承認決定通知書（第12号様式）を通知するものとする。
- 4 知事は、第2項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第17条 知事は、本補助金の交付の決定後、天災地変その他交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合においては、交付決定の全部又は一部を取り消し、又はその他の内容若しくはこれに付した条件を変更する

ことができる。ただし、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(債権譲渡の禁止)

第18条 補助事業者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部について、第三者に対して譲渡をし、又は第15条第2項による知事の承認がなく承継をさせてはならない。

(補助事業の廃止)

第19条 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、速やかに補助事業廃止申請書（第13号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、当該申請に係る補助事業の廃止の承認又は不承認について決定し、補助事業廃止承認・不承認決定通知書（第14号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績の報告)

第20条 補助事業者は、令和6年3月15日までに補助事業実績報告書（第15号様式）及び別表第3に掲げる書類を知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による提出について、天災地変その他補助事業者の責に帰すことのできない理由として知事が認めるものにより期限内の提出ができない場合にあっては、知事が認める期日までに行うものとする。

(額の確定)

第21条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の内容が第11条第1項による交付決定の内容及び第12条による交付の条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助金額確定通知書（第16号様式）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第22条 補助事業者は、第21条の補助金額確定通知書を受領したときは、速やかに請求書（第17号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助事業者から前項の請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第23条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第11条第1項の規

定に基づく本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - 二 交付決定の内容又は目的に反して本補助金を使用したとき。
 - 三 本事業に係る知事の指示に従わなかったとき。
 - 四 交付決定を受けた者（法人にあっては代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団等又は暴力団に該当するに至ったとき。
 - 五 その他本補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
 - 六 第12条第3号に基づく防災訓練報告書（第4号様式）を令和6年3月29日までに提出しないとき。ただし、あらかじめ防災訓練遅延申請書（第5号様式）を提出し、防災訓練報告書の提出の遅延を防災訓練遅延承認決定通知書（第6号様式）により知事に認められている場合は、通知書に記載された提出期限までに提出しないとき。
 - 七 第19条第2項の規定により、知事が補助事業の廃止を承認したとき。
- 2 第1項の規定は、前条第1項に規定する本補助金の額の確定後においても適用するものとする。
 - 3 知事は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかに補助金交付決定取消通知書（第18号様式）を当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第24条 知事は、補助事業者に対し、第17条第1項又は前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本補助金があるときは、当該被交付者に対し、期限を付して当該本補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により本補助金の返還の請求を受けたときは、知事が指定する期日までに、当該本補助金を知事に返還しなければならない。

（違約加算金）

第25条 知事は、第23条第1項の規定による取消しを行った場合において、補助事業者に対し、前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該補助事業者に対し、本補助金の受領の日から納付の日までの日数（知事の事務処理に係る期間として知事が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを知事に納付しなければならない。
- 3 前項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金)

第26条 知事は、補助事業者に対し、第24条第1項の規定により本補助金の返還を請求した場合であって、当該補助事業者が、知事が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該補助事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを知事に納付しなければならない。
- 3 前項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(補助事業の経理)

第27条 補助事業者は、補助事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の書類を第22条第1項に規定する請求書を提出した日の属する都の会計年度終了の日から5年間保存しておかなければならぬ。ただし、天災地変その他補助事業者の責に帰することができない理由として知事が認めるものがある場合はこの限りでない。

(調査等)

第28条 知事は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業に関する報告を求め、対象登録マンション等に立ち入り、帳簿書類を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定による報告の徴収、対象登録マンション等への立入り又は調査を受けたときは、これに応じなければならず、関係者への質問を妨げてはならない。

(指導、助言等)

第29条 知事は、本事業の適切な執行のため、補助事業者に対し適切な指導及び助言を行うことができる。

(財産処分の制限)

第30条 補助事業者が補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産を、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようす

るときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）に定める期間を経過したものは、この限りでない。

(その他)

第31条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月28日から施行する。

別表第1（第3条第2号関係）

分類	防災備蓄資器材
初期消火に使用する資器材	スタンドパイプ、可搬式消火ポンプ
救出・救護に使用する資器材	階段避難車、救急セット、担架、リヤカー、はしご、工具、救助用品（ジャッキ・ロープ）、AED、毛布、ヘルメット、懐中電灯、仮設テント
情報連絡に使用する資器材	トランシーバー、メガホン、ラジオ
生活継続に使用する資器材	簡易トイレ、エレベーター用防災キャビネット、給水タンク、炊き出し器、発電機、蓄電池、投光器

別表第2（第7条関係）

No.	提出書類	備考
1	購入予定防災備蓄資器材の見積書	購入予定防災備蓄資器材の内訳が明確なもの
2	建物の登記事項証明書の写し	交付申請日前6か月以内に取得したもの
3	(補助対象者が管理組合の場合) 対象登録マンションの区分所有者 を代表する立場であることを確認 できる書類	代表者選任についての議事録等
	本補助金を申請する旨の意思決定 が確認できる書類	意思決定についての議事録等
4	その他知事が必要と認める書類	知事の指示に従い提出すること

別表第3（第20条関係）

No.	提出書類	備考
1	補助対象経費の支払が確認できる書類	領収書の写し等
2	その他知事が必要と認める書類	知事の指示に従い提出すること